



2025年10月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 i s p a c e  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 袴 田 武 史  
(コード番号:9348 東証グロース市場)

問 合 せ 先 取 締 役 C F O 野 崎 順 平  
(TEL. 03-6277-6451)

## 公募及び第三者割当による新株式発行並びに オーバーアロットメントによる株式売出しに関するお知らせ

当社は、2025年10月6日付の取締役会決議において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式のオーバーアロットメントによる売出しに関し下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達のための目的】

本資金調達は、ミッションの開発資金（含むその他関連費用）及び今後の事業運営のための運転資金の確保を目的として実施するものです。これにより、2027年から2028年にかけて打上げを予定する向こう2回のミッション（2027年打上げ予定（注）1.）のミッション3及び2028年打上げ予定（注）2.）のミッション4）を確実に実行可能とする開発資金の確保を行うとともに、手元資金の充実及び財務基盤の安定化を図り、機動的な経営判断を可能とすることで、これまでに当社が経験したミッション1及びミッション2の結果を踏まえて後続ミッションの改善を図り、より後続ミッションの成功可能性を向上させるための技術の品質の継続的な向上と、市場ニーズの的確な取り込みを加速させることを目的としています。

- (注) 1. 2025年10月6日時点の予定であり、今後変更する可能性があります。  
2. 当該打上げ時期については2025年10月6日時点の予定であり、今後変更する可能性があります。なお、当社が補助対象事業として採択されたSBIR (Small Business Innovation Research) 制度の公募テーマ「月面ランダーの開発・運用実証」の事業実施期間が原則として2027年度とされており、SBIR 制度に基づく補助金の対象となるミッション4は、当初2027年中の打上げとして経済産業省及びSBIR 事務局と合意しておりましたが、2025年10月6日時点では当社内の開発計画上、2028年内の打上げとなることを見込んでおります。本変更については今後、関係省庁及びSBIR 事務局と調整中の段階であり、最終的には経済産業大臣により正式に計画変更が認可されることとなります。

記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

1

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (1) 募集株式の種類及び数 下記①から③までの合計による当社普通株式 19,220,000株
- ①下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 12,220,000株
- ②下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 5,000,000株
- ③下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の追加的な買取引受けの対象株式の上限として当社普通株式 2,000,000株

なお、上記③に記載の海外引受会社の追加的な買取引受けの対象株式の数は、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、下記(2)に記載の発行価格等決定日に決定する。

- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年10月15日(水)から2025年10月20日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

①国内一般募集  
国内における公募による新株式発行に係る募集(以下「国内一般募集」という。)は一般募集とし、株式会社SBI証券を引受人(以下「国内引受会社」という。)として、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。

②海外募集  
海外における新株式発行に係る募集(以下「海外募集」という。)は、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集とし、Mizuho International plc及びSBI International Limitedを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社(以下「海外引受会社」といい、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。)に、海外募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせる。また、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で、上記(1)③に記載の株式数を上限として発行価格等決定日に決定する株式数を海外引受会社を買取引受けさせることがある。

なお、上記①及び②記載の各募集に係る株式数については、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

国内一般募集株式数12,220,000株及び海外募集株式数7,000,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株式数5,000,000株及び海外引受会社の追加的な買取引受けの対象株式数2,000,000株）を目処に募集を行うが、国内一般募集株式数及び海外引受会社の買取引受けの対象株式数の内訳並びに海外引受会社の追加的な買取引受けの対象株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下、これらを併せて、「グローバル・オフエリング」という。）のグローバル・コーディネーターは株式会社SBI証券とする（以下「グローバル・コーディネーター」という。）。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (5) 引受人の対価           | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間<br>（国内一般募集） | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日             | 2025年10月21日（火）から2025年10月24日（金）までのいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。                            |
| (8) 受渡期日             | 上記払込期日の翌営業日とする。   |
| (9) 申込証拠金            | 1株につき発行価格と同一の金額とする。   |
| (10) 申込株数単位          | 100株  |
| (11)                 | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 袴田武士に一任する。        |
| (12)                 | 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  |

## 2. JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合、高砂熱学工業株式会社、栗田工業株式会社、株式会社日本政策投資銀行及び赤浦徹氏を割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）

- (1) 募集株式の当社普通株式 26,380,100株  
種類及び数

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合  
9,202,400株  
高砂熱学工業株式会社 9,202,400株  
栗田工業株式会社 6,134,900株  
株式会社日本政策投資銀行 1,533,700株  
赤浦徹氏 306,700株
- (5) 申込期間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 国内一般募集における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他並行第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 袴田武史に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) グローバル・オフリングが中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止する。また、並行第三者割当増資が中止となる場合は、グローバル・オフリングが中止となる場合がある。

割当予定先のうち、JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合（以下「JICVGI ファンド」という。）からは、①30億円を並行第三者割当増資に係る払込金額（発行価格等決定日において決定される国内一般募集における発行価格と同一の発行価格）で除した数（100株未満切り捨て。）又は②国内一般募集、海外募集及び並行第三者割当増資後の当社の発行済株式総数で除した割合が5%を超えない分の株式数（100株未満切り捨て。）のいずれか少ない方の株式数の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されている。また、割当予定先のうち、高砂熱学工業株式会社（以下「高砂熱学工業」という。）からは、当該払込金額に9,202,400株を乗じた金額が30億円を超過した場合、栗田工業株式会社（以下「栗田工業」という。）からは、当該払込金額に6,134,900株を乗じた金額が20億円を超過した場合、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）からは、当該払込金額に1,533,700株を乗じた金額が5億円を超過した場合、赤浦徹氏（以下「赤浦氏」という。）からは、当該払込金額に306,700株を乗じた金額が1億円を超過した場合には、高砂熱学工業は30億円、栗田工業は20億円、DBJは5億円、赤浦氏は1億円を当該払込金額で除した数（100株未満切り捨て。）の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されている。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されない。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 2,583,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、国内一般募集の需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合がある。最終の売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株 式 会 社 S B I 証 券
- (3) 売 出 価 格 未 定 ( 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 売 出 価 格 は 国 内 一 般 募 集 に お け る 発 行 価 格 ( 募 集 価 格 ) と 同 一 の 金 額 と す る 。 )
- (4) 売 出 方 法 株 式 会 社 S B I 証 券 が 、 国 内 一 般 募 集 の 需 要 状 況 等 を 勘 案 した上で、2,583,000株を上限として当社株主より借入れる当社普通株式について国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国 内 一 般 募 集 に お け る 申 込 期 間 と 同 一 と す る 。
- (6) 受 渡 期 日 国 内 一 般 募 集 に お け る 受 渡 期 日 と 同 日 と す る 。
- (7) 申 込 証 拠 金 国 内 一 般 募 集 に お け る 申 込 証 拠 金 と 同 一 と す る 。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 袴田武史に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

#### 4. 株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）

（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,583,000 株  
本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少する、又は発行そのものが全く行われない場合がある。
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 株式会社SBI証券 2,583,000 株
- (5) 申込期間（申込期日） 2025年11月10日(月)
- (6) 払込期日 2025年11月13日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本件第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 CEO 袴田武史に一任する。
- (9) 株式会社SBI証券から申込みがなかった株式については失権する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、国内一般募集が中止となる場合は、本件第三者割当増資も中止する。

以上

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の国内一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、2,583,000株を上限として国内一般募集の主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主より借入れる当社普通株式（以下「貸借株式」という。）の国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2025年10月6日（月）付の取締役会決議において、国内一般募集とは別に、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式2,583,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を2025年11月13日（木）を払込期日として行うことを決定しております。

株式会社SBI証券は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

#### 6

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

また、株式会社S B I証券は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から2025年11月10日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社S B I証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

株式会社S B I証券は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社S B I証券による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、株式会社S B I証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、シンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2025年10月15日(水)の場合、「2025年10月18日(土)から2025年11月10日(月)までの間」
- ② 発行価格等決定日が2025年10月16日(木)の場合、「2025年10月21日(火)から2025年11月10日(月)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2025年10月17日(金)の場合、「2025年10月22日(水)から2025年11月10日(月)までの間」
- ④ 発行価格等決定日が2025年10月20日(月)の場合、「2025年10月23日(木)から2025年11月10日(月)までの間」となります。

## 2. 今回の一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	105,901,043株	(2025年8月31日現在)
		(注) 1.
一般募集による増加株式数	19,220,000株	(注) 2.
一般募集後の発行済株式総数	125,121,043株	(注) 2.
並行第三者割当増資による増加株式数	26,380,100株	(注) 3.
並行第三者割当増資後の発行済株式総数	151,501,143株	(注) 3.
本件第三者割当増資による増加株式数	2,583,000株	(注) 4.
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	154,084,143株	(注) 4.

(注) 1. 当社は新株予約権を発行しているため、2025年8月31日時点の数値を記載しております。

2. 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」(1)③に記載の、投資家からの当社普通株式に対する需要状況及び市場環境等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する海外募集に

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

おける海外引受会社の追加的な買取引受けの対象株式として当社普通株式 2,000,000 株（上限）の全部につき、海外引受会社の買取引受けが実施された場合の数値を記載しております。

3. 前記「2. JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合、高砂熱学工業株式会社、栗田工業株式会社、株式会社日本政策投資銀行及び赤浦徹氏を割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）（1）に記載の募集株式数の全株に対し割当先から申込みがあり、当社普通株式の発行がなされた場合の株式数です。
4. 前記「4. 株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当による新株式発行（本件第三者割当増資）」（1）に記載の募集株式数の全株に対し株式会社SBI証券から申込みがあり、当社普通株式の発行がなされた場合の株式数です。

### 3. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 18,318 百万円（以下「本件調達資金」という。）について、手取金の使途は下記のとおりとなります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
①ミッション3の打上げ費用及び開発費用	4,794	2025年10月～2027年6月
②補助金支給の対象外となるミッション4の打上げ費用及び開発費用	9,472	2025年10月～2028年1月
③その他運転資金	4,052	2025年10月～2027年3月
計	18,318	—

本件調達資金について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。

#### ① ミッション3の打上げ費用及び開発費用

本件調達資金のうち 4,047 百万円を当社の連結子会社である ispace technologies U.S., inc. に対して投融資し、ミッション3で利用する Space Exploration Technologies Corp.（以下「SpaceX社」という。）のファルコン9の打上代金の一部（※）といたします。また、2025年6月に行ったミッション2の解析結果を踏まえてミッション3の改善を図り、ミッションの成功蓋然性をより向上させるため、具体的にはミッション2で着陸未達の要因となった LRF（Laser Range Finder。レーザーにより目標物との距離を計測する装置であり、ランダーから月面までの高度を測定するため利用）等の着陸センサの再選定（宇宙空間での実証実績があり、より品質が高いものを選定する等）や、試験計画の見直し及び拡充を実行するための開発費として、747 百万円を充当する予定であります。

ミッション3で利用する打上業者については、ミッション1及びミッション2と同様、打上業者の中でも多数のロケット打上げを行い、成功確率においても信頼性の高い実績を持つ SpaceX社を選定しております。ファルコン9はSpaceX社により開発された中型ロケットであり、同規模の他社ロケットの打上代金と比較し安価であり、市場において大きなシェアを獲得しております。

ミッション3で使用する APEX1.0 ランダー（旧 Series 2 ランダー）については、2027年の打上げ予定に向けて、開発は順調に進捗していると考えております。2023年4月に当社初の、また2025年6月に当社2度目の月面探査ミッションに使用された旧 Series 1 ランダーから得られたデータやノウハウを活用し、更なる性能の強化を目指し、開発を加速させてまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(※) 当社ランダーを搭載し、成層圏外まで運搬するためのロケット利用代金

② 補助金支給の対象外となるミッション4の打上げ費用及び開発費用

当社グループは、経済産業省が実施する「中小企業イノベーション創出推進事業」において、宇宙分野の「月面ランダーの開発・運用実証」テーマへの申請を行い、2023年12月15日に補助金120億円の交付決定書を受領し、その補助金を活用するミッション4の開発をすでに開始しております。その中で補助金支給の対象外となる、ミッション4で利用する当社ランダー(※)を搭載し、成層圏外まで運搬するためのロケット利用代金の一部として9,000百万円を充当する予定です。また、2025年6月に行ったミッション2の解析結果を踏まえてミッション4の改善を図り、ミッションの成功蓋然性をより向上させるため、具体的にはミッション2で着陸未達の要因となった LRF 等の着陸センサの再選定(宇宙空間での実証実績があり、より品質が高いものを選定する等)や、試験計画の見直し及び拡充を実行するための開発費として、472百万円を充当する予定であります。

(※) ミッション4にて利用するシリーズⅢランダー(仮称)については、最大数百kgのペイロードを運搬可能な設計を想定しており、日本を開発拠点としつつ、米国のみならず世界中のサプライヤーからの柔軟な部材調達を可能とすることで開発コストの低減を目指しています。なお、ミッション4の打上業者の選定につきましては、打上げの成功確率や打上げに係る代金を考慮しながら、現在検討を進めております。打上業者については、決まり次第、速やかに開示をさせていただく予定です。

③ その他運転資金

今後予定しているミッションの開発に係る部材の購入費や人件費等、事業運営に必要となる運転資金に4,052百万円を充当する予定であります。

(※) 過去の調達資金の使途及び充当状況については、後記「5. その他 (3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等」をご参照ください。

(2) 前回調達資金の使途の変更

後記「5. その他 (3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等 ①エクイティ・ファイナンスの状況 株式及び新株予約権発行プログラムに基づく第1回乃至第4回第三者割当に係る新株予約権発行 現時点における充当状況」をご参照ください。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による2026年3月期通期連結業績予想に与える影響は軽微であると考えますが、今後の業績に重大な影響を与えることが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態等を総合的に勘案の上配当を実施してまいりたいと考えております。

しかしながら、当面は事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であります。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、剰余金を配当する場合に、中間配当、期末配当の年2回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

##### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純損失(△)	△211.47円	△29.05円	△124.32円
1株当たり年間配当金	—円	—円	—円
実績連結配当性向	—%	—%	—%
自己資本連結当期純利益率	—%	—%	—%
連結純資産配当率	—%	—%	—%

(注) 1株当たり年間配当金、実績連結配当性向及び連結純資産配当率は、無配のため記載しておりません。また、自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、グローバル・オファリングと並行して並行第三者割当増資が行われます。並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則第2条第3項に基づく国内一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が国内一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、グローバル・オファリングが中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。また、並行第三者割当増資が中止となる場合は、グローバル・オファリングが中止となる場合があります。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

#### ストックオプションの付与状況（2025年8月31日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権行使時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
2017年10月23日	288,000株	49円	25円	2017年10月23日から 2027年10月23日まで
2018年5月23日	250,000株	119円	60円	2020年5月24日から 2028年5月23日まで
2018年5月23日	275,700株	119円	60円	2020年5月24日から 2028年5月23日まで
2019年2月28日	111,460株	119円	60円	2021年3月1日から 2029年2月28日まで
2020年2月26日	300,000株	160円	80円	2022年2月27日から 2030年2月26日まで
2020年12月23日	1,491,540株	201円	101円	2022年7月1日から 2030年12月28日まで
2021年3月22日	5,000株	202円	101円	2023年3月23日から 2031年3月22日まで
2021年6月24日	800株	203円	102円	2023年6月25日から 2031年6月24日まで

(注) 2022年1月26日開催の取締役会決議により、2022年2月19日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「交付株式残数」、「新株予約権行使時の払込金額」及び「資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

また、当社は、CVI Investments, Inc. に対し、2024年10月11日の取締役会決議に基づき第14回新株予約権27,500個を、2024年11月18日の取締役会決議に基づき第15回新株予約権27,500個を、2025年1月14日の取締役会決議に基づき第16回新株予約権27,500個を、2025年3月11日の

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

取締役会決議に基づき第 17 回新株予約権 27,500 個を、それぞれ第三者割当の方法により発行しており、その内容は以下のとおりであります。

新株予約権の割当状況（2025 年 8 月 31 日現在）

決議日	交付株式残数	新株予約権行使時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
2024 年 10 月 11 日	2,750,000 株	802 円	401 円	2024 年 10 月 29 日から 2028 年 10 月 28 日まで
2024 年 11 月 18 日	2,750,000 株	729 円	364.5 円	2024 年 12 月 4 日から 2028 年 12 月 3 日まで
2025 年 1 月 14 日	2,750,000 株	1,070 円	535 円	2025 年 1 月 30 日から 2029 年 1 月 29 日まで
2025 年 3 月 11 日	2,750,000 株	785 円	392.5 円	2025 年 3 月 27 日から 2029 年 3 月 26 日まで

2025 年 8 月末現在、当社発行済株式総数 105,901,043 株に対する潜在株式数（上記のストックオプション及び CVI Investments, Inc. に割り当てられた新株予約権に係る交付株式残数の合計）の比率は 11.47% に相当しております。なお、上記第 14 回乃至第 17 回新株予約権の行使価額は、当社普通株式の新たな発行における払込金額が当該行使価額を下回る場合には、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は 360 円です。）される旨が規定されています。そのため、仮に一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資の払込金額が上記「新株予約権行使時の払込金額」を下回った場合には、上記第 14 回乃至第 17 回新株予約権の行使価額は、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は 360 円です。）される予定です。

（注）上記交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率になります。

（3）過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資（新規上場時）

払込期日	2023年 4 月 11 日
調達資金の額	6,197,076,760円
発行価額	233.68円
募集時における発行済株式数	普通株式 53,901,120株
当該募集における発行済株式数	普通株式 26,519,500株
募集後における発行済株式数	普通株式 80,420,620株
発行時における当初の資金用途	① ミッション 2 の打上代金への充当 ② ミッション 2 で利用するランダー製造費用への充当 ③ 連結子会社への投融資

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

発行時における支出予定時期	① 2024年3月期に1,250,000千円を充当 ② 2024年3月期に1,670,000千円を充当 ③ 2024年3月期に2,970,000千円を充当 なお、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。
現時点における充当状況	① 全額を充当済み ② 全額を充当済み ③ 全額を充当済み

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2023年5月10日
調達資金の額	290,440,872円
発行価額	233.68円
募集時における発行済株式数	普通株式 80,420,620株
当該募集における発行株式数	普通株式 1,242,900株
募集後における発行済株式数	普通株式 81,663,520株
割当先	SMB C日興証券株式会社
発行時における当初の資金使途	① ミッション2の打上代金への充当 ② ミッション2で利用するランダー製造費用への充当 ③ 連結子会社への投融資
発行時における支出予定時期	① 2024年3月期に1,250,000千円を充当。 ② 2024年3月期に1,670,000千円を充当。 ③ 2024年3月期に2,970,000千円を充当。 なお、上記「公募増資（新規上場時）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。
現時点における充当状況	① 全額を充当済み。 ② 全額を充当済み。 ③ 全額を充当済み。

・公募増資（海外募集による新株式の発行）

払込期日	2024年3月28日
調達資金の額	8,357,747,500円
発行価額	815.39円
募集時における発行済株式数	普通株式 82,698,563株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

当該募集における発行株式数	普通株式 10,250,000株
募集後における発行済株式数	普通株式 92,948,563株
発行時における当初の資金使途	① 当社米国法人への投融資資金 ② その他運転資金
発行時における支出予定時期	① 2025年11月までに7,069百万円を充当 ② 2025年3月までに1,007百万円を充当
現時点における充当状況	① 2025年6月末時点において、約6,003百万円を充当済みであり、残りを2026年3月期中に全額充当予定です。なお、当該金額の内訳は以下の通りです。  リレー通信衛星2基の一部購入代金：1,829百万円の内、約1,368百万円を充当済み、残りを2026年3月期中に全額充当予定。  打上げサービスの一部購入代金：2,081百万円全額充当済み。  APEX1.0ランダーの一部製造費用：3,159百万円の内、約2,554百万円を充当済み、残りを2026年3月期中に全額充当予定。  ② 2025年6月末時点において、全額充当済み。  ※なお、各使途への充当に当たっては米国子会社が米ドル建てで支払を行っており、上記の円価表示の金額は、1ドル148円の参考レートを前提としております。

・株式及び新株予約権発行プログラムに基づく第1回乃至第4回第三者割当に係る普通株式発行

発行期日	第1回第三者割当：2024年10月28日 第2回第三者割当：2024年12月3日 第3回第三者割当：2025年1月29日 第4回第三者割当：2025年3月26日
調達資金の額	第1回第三者割当：1,655,500,000円 第2回第三者割当：1,504,250,000円 第3回第三者割当：2,205,500,000円 第4回第三者割当：1,619,750,000円
発行価額	第1回第三者割当：1株につき金602円 第2回第三者割当：1株につき金547円 第3回第三者割当：1株につき金802円 第4回第三者割当：1株につき金589円
募集時における発行済株式数	第1回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 93,289,243株 第2回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 96,039,243株 第3回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 99,052,983株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

	第4回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 102,921,283株
発行新株式数	第1回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第2回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第3回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第4回第三者割当：普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	第1回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 96,102,783株 第2回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 99,052,983株 第3回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 101,834,123株 第4回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 105,675,203株 (注) 各回の第三者割当の払込期日が属する月の末日の発行済株式数を記載しています。
発行時における当初の資金使途	当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	第1回第三者割当：2024年10月～2026年10月 第2回第三者割当：2024年12月～2026年10月 第3回第三者割当：2025年1月～2026年10月 第4回第三者割当：2025年3月～2026年10月
現時点における充当状況	2024年10月から2025年3月にかけて実施した株式及び新株予約権発行プログラムに基づく第1回乃至第4回第三者割当による普通株式発行により調達した資金(約6,985百万円)は、ミッション3開発資金の一部として弊社米国法人への投融資資金に充当しており、2025年8月末時点における充当状況は以下の通りです。  ミッション3のリレー通信衛星2基の一部購入代金：494百万円のうち、363百万円を2026年3月期中に、残額を2026年10月までに充当予定。  ミッション3の打上げサービスの一部購入代金：2,300百万円のうち、2,143百万円を2026年3月期中に、残額を2026年10月までに充当予定。  ミッション3のAPEX1.0ランダーの一部製造費用：4,300百万円のうち、3,629百万円を2026年3月期中に、残額を2026年10月までに充当予定。

・株式及び新株予約権発行プログラムに基づく第1回乃至第4回第三者割当に係る新株予約権発行

割当日	第1回第三者割当：2024年10月28日 第2回第三者割当：2024年12月3日 第3回第三者割当：2025年1月29日 第4回第三者割当：2025年3月26日
発行新株予約権数	第1回第三者割当：27,500個 第2回第三者割当：27,500個 第3回第三者割当：27,500個

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されており、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

	第4回第三者割当：27,500個
調達資金の額	第1回第三者割当：2,228,270,000円 第2回第三者割当：2,025,457,500円 第3回第三者割当：2,982,182,500円 第4回第三者割当：2,184,462,500円
発行価額	第1回第三者割当：新株予約権1個当たり828円 第2回第三者割当：新株予約権1個当たり753円 第3回第三者割当：新株予約権1個当たり1,443円 第4回第三者割当：新株予約権1個当たり935円
募集時における発行済株式数	第1回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 93,289,243株 第2回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 96,039,243株 第3回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 99,052,983株 第4回第三者割当に係る募集時における発行済株式数：普通株式 102,921,283株
当該募集による潜在株式数	第1回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第2回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第3回第三者割当：普通株式 2,750,000株 第4回第三者割当：普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	第1回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 96,102,783株 第2回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 99,052,983株 第3回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 101,834,123株 第4回第三者割当に係る募集後における発行済株式数：普通株式 105,675,203株 (注) 各回の第三者割当の払込期日が属する月の末日の発行済株式数を記載しています。
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	第1回第三者割当：22,770,000円 第2回第三者割当：20,707,500円 第3回第三者割当：39,682,500円 第4回第三者割当：25,712,500円
発行時における当初の資金使途	第1回第三者割当： ① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 ② ミッション5の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金 第2回第三者割当： ①補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 第3回第三者割当： ① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 ② ミッション5の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

	第4回第三者割当： ① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 ② ミッション5に係る当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	① 2024年10月から2027年10月 ② 2024年10月から2026年3月
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。現時点で全額未充当であり、今後の期間において充当してまいります。ただし、前記「(2)潜在株式による希薄化情報」のとおり、上記第1回乃至第4回第三者割当において発行された第14回乃至第17回新株予約権の行使価額は、当社普通株式の新たな発行における払込金額が当該行使価額を下回る場合には、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は360円です。）される旨が規定されています。そのため、仮に一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資の払込金額が前記「(2)潜在株式による希薄化情報」の「新株予約権行使時の払込金額」を下回った場合には、上記第14回乃至第17回新株予約権の行使価額は、当該払込金額と同額に調整（ただし、調整後の行使価額の下限は360円です。）される予定です。当該行使価額の調整に伴い、第14回乃至第17回新株予約権により調達される金額の総額は減少する可能性があります。当社は、当該減少後の調達資金は、上記「発行時における当初の資金使途」記載の「② ミッション5に係る当社米国法人への投融資資金」及びミッション5以降のミッション研究開発資金並びにその他運転資金に充当する予定であり、「① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金」に必要な資金は一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資による手取金で調達する予定です。当該調整に関し、開示すべき事実が発生した場合には速やかに開示します。

## ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

### ・最近3決算期間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	—円	1,000円	852円	765円
高 値	—円	2,373円	928円	1,460円
安 値	—円	730円	430円	518円
終 値	—円	844円	755円	529円
株価収益率	—倍	—倍	—倍	—

- (注) 1 当社株式は、2023年4月12日付をもって株式会社東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。
- 2 2024年3月期の株価については、上場日である2023年4月12日以降の株価になります。
- 3 2026年3月期の株価等については、2025年10月3日現在で表示しております。
- 4 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。2024年3月期及び2025年3月期に関しては1株当たり当期純損失であるため、また、2026年3月期については未確定のため、いずれも記載しておりません。

### ・最近6ヶ月間の状況

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
始 値	1,014 円	1,183 円	577 円	551 円	530 円	535 円
高 値	1,460 円	1,218 円	597 円	563 円	569 円	544 円
安 値	995 円	551 円	546 円	518 円	522 円	523 円
終 値	1,159 円	577 円	551 円	531 円	529 円	529 円

(注) 2025年10月については10月1日～10月3日の状況について記載しています。

・発行決議日直前取引日における株価

	2025年10月3日
始 値	531 円
高 値	544 円
安 値	529 円
終 値	529 円

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

グローバル・オフアリングに関し、JICVGI ファンド、高砂熱学工業、栗田工業、DBJ 及び赤浦氏は、グローバル・コーディネーターに対し、グローバル・オフアリングの受渡期日に始まり、かかる受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として並行第三者割当増資により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、JICVGI ファンド、高砂熱学工業、栗田工業、DBJ 及び赤浦氏の当社株式の保有方針については、後記「8. 割当先の選定理由等 (3)割当先の保有方針」をご参照下さい。

グローバル・オフアリングに関し、当社株主である袴田武史及び赤浦氏は、グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オフアリングの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①と併せて「ロックアップ期間」と総称する。)中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、袴田武史と CVI Investments, Inc. の間の2024年10月11日付株式貸借取引に関する契約書に基づく当社株式の貸渡等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、グローバル・オフアリングに関し、当社は、グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間②中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、並行第三者割当増資、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行、当社の事後交付型株式報酬制度に基づく当社又は当社の子会社の役職員を対象とする譲渡制限付株式ユニットの支給及び当該譲渡制限付株式ユニットに係る当社株式の発行又は交付、第三者との資本業務提携(継続中の資本業務提携に限らず、新規又は潜在的な資本業務提携を含む。))に関連して当社株式等を当該第三者に発行又は交付する場合であつて、当該第三者が当社株式等を中長期的に保有する方針であるもの(グローバル・コーディネーターが事前に書面により同意した場合に限る。)等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

## 6. 資金使途の合理性に関する考え方

本件により調達する資金は、当社が今後の成長戦略の中核と位置付けるミッション3及びミッション4の打上げ費用及び関連する開発費用、並びに事業の安定的な運営を支える運転資金に充当する予定です。

ミッション3及びミッション4については、月面輸送サービスの商業化を進める上で重要なステップであり、打上げや開発の遂行は当社の宇宙輸送インフラ事業の信頼性・実績を確立するために不可欠です。また、大型化したランダーの初期モデルを日米同時並行で開発している現状を踏まえると、安定した資金基盤の確保は、当社の中長期的な競争力維持・向上に直結するものと考えております。

加えて、今回の資金調達により、運転資金に一定の余裕を持たせることで、技術開発や人材投資といった柔軟な経営判断が可能となり、変化の激しい宇宙ビジネス市場においても機動的な対応が期待できると考えております。

したがって、これらの資金使途は、当社の持続的成長と企業価値のさらなる向上に直接的に資するものであり、経済合理性のあるものと判断しております。

## 7. 並行第三者割当増資の発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、国内一般募集の発行価格と同額といたします。国内一般募集の発行価格は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。したがって、並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、並行第三者割当増資の払込金額は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。

また、発行決議日前日の株価を基準に発行価格(払込金額)を決定した場合には、発行決議日以降の株価の動向次第では並行第三者割当増資の発行価格(払込金額)が国内一般募集の発行価格を下回る可能性があります。かかる点を回避する観点からは、国内一般募集の発行価格を考慮した上で並行第三者割当増資の最終的な発行価格(払込金額)を決定する(2025年10月3日の終値と国内一般募集の発行価格のいずれか高い方とする)ことも考えられますが、この場合には国内一般募集と同様のスケジュールで並行第三者割当増資を実行することが困難となる可能性があると共に、並行第三者割当増資の最終的な発行価格(払込金額)が具体的にどの金額になるのかについて予見できないことから、国内一般募集、オーバーアロットメントによる売出し及び海外募集のブックビルディングを適切に実施することが困難となる可能性があります。以上に鑑みると、(発行価格等決定日の株価次第では並行第三者割当増資の発行価格(払込金額)が発行決議日前日の株価を下回る可能性はあるものの)並行第三者割当増資並びにこれと並行して実施される国内一般募集、オーバーアロットメントによる売出し、海外募集及び並行第三者割当増資を全体として安定的に運営し、当社の財務基盤強化及び中長期的な成長のために必要な資金を確実に調達するという観点からは、並行第三者割当増資の発行価格(払込金額)についても国内一般募集の発行価格と同額とするのが適切であると判断しております。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、適法である旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は、26,380,100株(議決権数263,801個)であり、2025年8月31日現在の当社の発行済株式総数105,901,043株に対する割合は24.91%(2025年3月31日現在

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

の総議決権数 1,055,627 個に対する割合は 24.99%)に相当するものであります。なお、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び並行第三者割当増資により発行される合計株式数は最大 48,183,100 株(議決権の数は最大 481,831 個)であり、2025 年 8 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 105,901,043 株に対する割合は 45.50%(2025 年 3 月 31 日現在の総議決権数 1,055,627 個に対する割合は 45.64%)に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることになりますが、前記「第 1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は、当社が今後の成長戦略の中核と位置付けるミッション 3 及びミッション 4 の打上げ費用及び関連する開発費用、並びに事業の安定的な運営を支える運転資金に充当する予定であり、前記「6. 資金使途の合理性に関する考え方」記載のとおり、当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

## 8. 割当先の選定理由等

### (1) 割当先の概要

#### ①JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合

(1) 名称	JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2023 年 9 月 1 日	
(6) 出資約束金額の総額	402.3 億円	
(7) 出資者・出資比率 出資者の概要 (注 1.)	株式会社産業革新投資機構 VGF2-OPF1 役職員投資事業有限責任組合 JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社
	所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鏑水 英樹
	事業内容	投資事業有限責任組合その他投資事業を行う団体等の組成、管理及び運用並びにこれらの団体等の財産の運用及び管理等
	資本金	2,000 万円
(9) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。

(注) 1. JICVGI ファンドの主たる出資者の出資比率については、当社が JICVGI ファンドの業務執行組合員である JIC ベンチャー・グロース・インベストメンツ株式会社 (以下「JICVGI」とい

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

う。)に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

(注) 2. 当社と JICVGI ファンドとの間で締結予定の株式引受契約において、JICVGI ファンドから、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。さらに、当社においても、インターネット検索による調査を実施し、JICVGI ファンド（その主な出資者、無限責任組合員並びにその代表者及び役員を含みます。）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しています。

また、当社は、JICVGI ファンドが保有する株式について、その無限責任組合員である JICVGI が株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有する旨の情報提供を受けているところ、JICVGI ファンド及びその無限責任組合員である JICVGI の主な出資者である株式会社産業革新投資機構は、産業競争力強化法に基づき、官民共同の出資により設立された株式会社であり、株式会社産業革新投資機構が反社会的勢力との関係を有していないことをヒアリング等により確認しております。また、株式会社産業革新投資機構のコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについての表明がなされていること、及び株式会社産業革新投資機構の主要株主が日本国政府であることを併せ鑑み、当社は、JICVGI ファンド（その主な出資者、無限責任組合員並びにその代表者及び役員を含みます。）が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## ②高砂熱学工業株式会社

(1) 名称	高砂熱学工業株式会社	
(2) 本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 社長執行役員 小島 和人	
(4) 事業内容	建設業	
(5) 資本金	13,134 百万円 (2025 年 3 月 31 日現在)	
(6) 設立年月日	1923 年 11 月	
(7) 発行済株式数	140,478,804 株 (2025 年 10 月 1 日現在)	
(8) 決算期	3 月 31 日	
(9) 従業員数	(単体) 2,365 人 (2025 年 3 月 31 日現在)	
(10) 主要取引先	総合建設会社、総合不動産会社、製造業各社 他	
(11) 主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行	
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 10.60% (2025 年 3 月 31 日現在)	
(13) 当社と割当予定先の関係	資本関係	高砂熱学工業は、当社株式を 587,320 株 (発行済株式総数の 0.56%) 保有しています。
	人的関係	該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

取引関係	高砂熱学工業との間で、コーポレートパートナー契約等の取引があります。また、同社との間で、将来の月面環境における水採取技術（サーマルマイニング技術）の月面実証に向けた計画検討を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産	147,165百万円	167,231百万円	184,283百万円
連結総資産	313,391百万円	340,106百万円	334,949百万円
1株当たり連結純資産	2,151.02円	2,476.38円	2,720.64円
連結売上高	338,831百万円	363,366百万円	381,661百万円
連結営業利益	15,326百万円	24,192百万円	32,415百万円
連結経常利益	16,685百万円	26,150百万円	34,970百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,227百万円	19,612百万円	27,631百万円
1株当たり連結当期純利益	184.69円	295.68円	416.15円
1株当たり配当金	63.00円	129.00円	167.00円

(注) 割当予定先である高砂熱学工業は、株式会社東京証券取引所に上場しており、当社は、高砂熱学工業が株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日：2025年6月18日）から、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。また、当社と高砂熱学工業との間で締結予定の株式引受契約において、高砂熱学工業から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。以上から、当社は、高砂熱学工業及びその役員が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しております。

③栗田工業株式会社

(1) 名称	栗田工業株式会社
(2) 本店の所在地	東京都中野区中野四丁目10番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 江尻 裕彦
(4) 事業内容	機械業
(5) 資本金	13,450百万円（2025年3月31日現在）
(6) 設立年月日	1949年7月
(7) 発行済株式数	116,200,694株（2025年3月31日現在）
(8) 決算期	3月31日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(9) 従業員数	(単体) 1,661 人 (2025 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主要取引先	(販売先) 千代田組株式会社 (仕入先) 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社		
(11) 主要取引銀行	三菱 UFJ 銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、信金中央金庫		
(12) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 14.22% (2025 年 3 月 31 日現在)		
(13) 当社と割当予定先との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	栗田工業との間で、コーポレートパートナー契約等の取引があります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近 3 年間の連結経営成績及び財政状態			
決算期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
親会社の所有者に帰属する持分	293,975 百万円	331,261 百万円	336,027 百万円
資産合計	501,538 百万円	557,407 百万円	548,949 百万円
1 株当たり親会社所有者帰属持分	2,615.42 円	2,947.73 円	2,995.84 円
売上高	344,608 百万円	384,825 百万円	408,888 百万円
営業利益	29,058 百万円	41,232 百万円	31,275 百万円
税引前利益	30,151 百万円	41,686 百万円	31,821 百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	20,134 百万円	29,189 百万円	20,305 百万円
基本的 1 株当たり当期利益	179.14 円	259.70 円	180.66 円
1 株当たり配当金	78.00 円	84.00 円	92.00 円

(注) 割当予定先である栗田工業は、株式会社東京証券取引所に上場しており、当社は、栗田工業が株式会社東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日: 2025 年 7 月 3 日) から、同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。また、当社と栗田工業との間で締結予定の株式引受契約において、栗田工業から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。以上から、当社は、栗田工業及びその役員が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と何らの関係を有するものではないと判断しております。

#### ④株式会社日本政策投資銀行

(1) 名称	株式会社日本政策投資銀行
--------	--------------

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(2) 本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 地下 誠二		
(4) 事業内容	銀行業		
(5) 資本金	1,000,424百万円(2025年3月31日現在)		
(6) 設立年月日	2008年10月1日		
(7) 発行済株式数	43,632,360株(2025年3月31日現在)		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	(単体)1,280人(2025年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	—		
(11) 主要取引銀行	—		
(12) 大株主及び持株比率	財務大臣 100.00%(2025年3月31日現在)		
(13) 当社と割当予定先との関係	資本関係	DBJは、当社株式を3,495,880株(発行済株式総数の3.31%)保有しています。(2025年3月31日現在)	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の連結経営成績及び財政状態			
決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結純資産	3,963,784百万円	4,108,846百万円	4,161,963百万円
連結総資産	21,482,420百万円	21,698,605百万円	21,549,329百万円
1株当たり連結純資産	68,285.56円	69,826.09円	70,999.17円
連結経常収益	374,584百万円	410,882百万円	392,086百万円
連結経常利益	135,387百万円	147,844百万円	113,380百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	92,775百万円	103,205百万円	83,752百万円
1株当たり連結当期純利益	1,889.44円	2,229.02円	1,736.13円
1株当たり配当金	419円	490円	370円

(注) 当社は、割当予定先であるDBJが2025年6月27日付で関東財務局長宛てに提出している有価証券報告書により、DBJが「内部統制基本方針」を策定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備していること、及びDBJの株主が財務大臣のみであることを確認しております。これらにより、当社は、DBJ及びその役員又は株主が反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

を東京証券取引所に対して提出しております。

⑤赤浦徹氏

(1) 氏名	赤浦 徹	
(2) 住所	東京都港区	
(3) 職業の内容	会社役員	
(4) 当社と割当予定先との関係	資本関係	赤浦氏は、当社株式を 2,636,603 株（発行済株式総数の 2.50%）保有しています。 また、赤浦氏が代表者であるインキュベイトファンド株式会社が運営するインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、IF GROWTH OPPORTUNITY FUND I, L.P. 及び IF SPV 1号投資事業組合は、合計で当社株式 9,303,180 株（発行済株式総数の 8.80%）を保有しています。
	人的関係	赤浦氏は当社社外取締役です。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	赤浦氏は当社の関連当事者に該当します。

(注) 割当予定先である赤浦氏は、当社の社外取締役であることから、外部機関への調査依頼は行わず、ヒアリング等の方法によって、同氏は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、割当予定先を選定にあたり、複数の候補先について資本政策上の観点や事業シナジー、財務健全性、過去の取引実績等を総合的に評価いたしました。

①JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合

当社は、ミッション2以降の財務資本戦略を検討していく観点から、当社の社外取締役であり、インキュベイトファンド株式会社の代表取締役である赤浦氏の紹介を経て、2025年5月にJICVGIファンドの運用会社であるJICVGIと情報交換を開始いたしました。翌6月にミッション2の着陸が未完となりましたが、引き続き事業の将来性に投資の可能性を見出して頂き、本格的に7月頃から上記資金調達を念頭に先方と協議を深めてまいりました。JICVGIファンドは、オープンイノベーションによる企業の成長と競争力強化に対する資金供給を通じた民間投資の促進や投資人材の育成等を行い、我が国の次世代産業を支えるリスクマネーの好循環の創出をミッションに掲げる株式会社産業革新投資機構をバックボーンにもつJICVGIを運営会社として、IPO後の成長資金調達に課題を抱えるスタートアップの持続的かつ飛躍的な成長を支援することを目的の一つとして設立されたファンドです。

当社は月面開発事業という長期的な視点と先行的な投資を要する事業領域において、中長期的な成長資金の確保とともに、官民連携を通じた信頼性向上や産業競争力の強化が不可欠であると認識しており、そのためJICVGIファンドを割当予定先として選定することは、当社の企業価値向上に資するものと判断いたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## ②高砂熱学工業株式会社

高砂熱学工業は、当社のパートナーシップ顧客であり、ミッション2においては同社の水電解装置をパイロード輸送する等、当社と安定した取引関係を有しております。同社と継続的な会話を行う中で、2025年8月頃より資金調達を目的とした割当先候補として高砂熱学工業を選定し、並行第三者割当増資に関する提案を行い、高砂熱学工業からは、今後の事業拡大や新規分野での協業が期待できる重要なパートナーである、との判断のもと、快諾をいただいております。

また、同社による追加投資は、当社の財務基盤の強化のみならず、経営の安定化や企業価値の向上にも資するものと判断しております。

さらに、同社の経営方針や事業戦略が当社と親和性が高く、中長期的な視点での協働体制の構築が可能であることも、選定理由の一つです。

## ③栗田工業株式会社

栗田工業は、当社のパートナーシップ顧客であり、ミッション2においては、長年同社が培ってきた水処理技術を活かして製造した超純水を、ミッション2のランダーに搭載された高砂熱学工業の月面用水電解装置に提供してまいりました。当社パートナーシップ顧客として取引関係を築いてきた栗田工業と継続的な会話を行う中で、2025年8月頃より資金調達を目的とした割当先候補として栗田工業を選定し、並行第三者割当増資に関する提案を行い、栗田工業からは、月面での水処理技術の実証と将来の宇宙経済圏構築に向けた協業強化に資する、との判断のもと、快諾をいただいております。

さらに、同社は当社の事業活動に対する深い理解と信頼関係を有しており、長期的な保有も期待されることから、本割当による関与強化が当社の企業価値向上に資すると判断し、割当予定先として選定いたしました。

## ④株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行は、金融フロンティアの開拓を通じて、顧客及び社会の課題解決に貢献し、日本及び世界の持続的発展の実現を目指す、全額政府出資（財務大臣が100%出資）による政府系金融機関です。また、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たす、という「ビジョン2030」を掲げております。

同社は、上場前のシリーズA段階から出資いただいている当社の既存株主であり、これまでの長年にわたる信頼関係及び出資実績を踏まえ、2025年7月頃より資金調達を目的とした割当先候補として同社を選定し、並行第三者割当増資に関する提案を行い、同社からは当社が追加出資の対象として適格であるとの判断のもと、快諾をいただいております。

さらに、同社が掲げる「金融力で未来をデザインします」という使命は、「月に新たな経済圏を創出する」という当社の経営方針と合致しており、長期的な保有も期待されることから、本割当による関与の強化は、当社の企業価値の向上に資すると判断し、割当予定先として選定いたしました。

## ⑤赤浦徹氏

インキュベイトファンド株式会社の代表取締役である赤浦氏には、上場以前から同社が運営するファンドを通じて出資をいただいております。2017年からは当社の社外取締役を務めていただいております。こうした継続的な関係の下、当社事業に対して深い理解を有する赤浦氏に対し、2025年7月頃から上記資金調達を目的とした割当先候補として選定し、並行第三者割当増資に関する提案を行ったところ、当社のビジョン及び経営方針に引き続き賛同し、信頼のおける経営陣とともに当社の事業発展に寄与したいとの考えから、快諾をいただいております。

赤浦氏は、当社との信頼関係と長期的な関与姿勢を有しており、本割当を通じた関与の強化は、当社の企業価値向上に資するものと判断し、割当予定先として選定いたしました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

なお、赤浦氏は、並行第三者割当に関する取締役会の書面決議について、特別の利害関係を有する取締役に該当すると考えられますが、特別の利害関係を有する取締役に当たらないと評価される場合に備え、当該決議についても、念のため赤浦氏の同意を取得しています。

### (3) 割当先の保有方針

#### ① JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合

割当予定先である JICVGI ファンドから、並行第三者割当増資に応じた当社の普通株式の取得は、前記「3. 調達資金の使途 (1) 今回調達資金の使途」に記載の使途に必要な資金が充当されることにより、当社が中長期的に成長し、企業価値を向上させることを見据えた出資であり、かかる出資目的から、JICVGI ファンドが取得する当社普通株式については、特段の事情がない限り、中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は JICVGI ファンドより、JICVGI ファンドが並行第三者割当増資の払込期日から2年以内に、JICVGI ファンドが並行第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、JICVGI ファンドは、グローバル・コーディネーターに対して、グローバル・オフリングの受渡期日に始まり、かかる受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

#### ② 高砂熱学工業株式会社

割当予定先である高砂熱学工業が取得する当社普通株式については、原則として中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は高砂熱学工業より、高砂熱学工業が並行第三者割当増資の払込期日から2年以内に、高砂熱学工業が並行第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、高砂熱学工業は、グローバル・コーディネーターに対して、グローバル・オフリングの受渡期日に始まり、かかる受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

#### ③ 栗田工業株式会社

割当予定先である栗田工業が取得する当社普通株式については、原則として中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は栗田工業より、栗田工業が並行第三者割当増資の払込期日から2年以内に、栗田工業が並行第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、栗田工業は、グローバル・コーディネーターに対して、グローバル・オフリングの受渡期日に始まり、かかる受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

#### ④株式会社日本政策投資銀行

割当予定先である DBJ が取得する当社普通株式については、原則として中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は DBJ より、DBJ が並行第三者割当増資の払込期日から 2 年以内に、DBJ が並行第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、DBJ は、グローバル・コーディネーターに対して、グローバル・オファリングの受渡期日に始まり、かかる受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

#### ⑤赤浦徹氏

割当予定先である赤浦氏が取得する当社普通株式については、原則として中長期的に保有する方針であるとの説明を受けております。

なお、当社は赤浦氏より、赤浦氏が並行第三者割当増資の払込期日から 2 年以内に、赤浦氏が並行第三者割当増資により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由及び譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。なお、赤浦氏は、グローバル・コーディネーターに対して、発行価格等決定日に始まり、グローバル・オファリングの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

#### ①JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合

当社は、割当予定先である JICVGI ファンドから、JICVGI ファンドは 2025 年 10 月 6 日(月)現在において、並行第三者割当増資に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、現有の資金と、今後、JICVGI ファンドの各出資者が無限責任組合員である JICVGI からのキャピタルコールに応じて出資する資金にて、並行第三者割当増資に係る払込資金を賄う予定であるとの説明を受けております。当社は、JICVGI ファンドの主な出資者である株式会社産業革新投資機構の会社法に基づく 2025 年 3 月期の計算書類に記載された現金及び預金の額等の状況を確認し、当該出資の履行に関して十分な資金を有していることを確認しています。これらの点を考慮した結果、当社としましては、JICVGI ファンドによる並行第三者割当増資に係る払込みについて、確実性があるものと判断しております。

#### ②高砂熱学工業株式会社

当社は、割当予定先である高砂熱学工業が 2025 年 6 月 17 日に提出した第 145 期有価証券報告書における連結貸借対照表の現金預金の状況等から、当該出資の履行に関して十分な資金を有していることを確認し、高砂熱学工業による並行第三者割当増資に係る払込みについて、確実性があるものと判断しております。

#### ③栗田工業株式会社

当社は、割当予定先である栗田工業が 2025 年 6 月 25 日に提出した第 89 期有価証券報告書における連結財政状態計算書の現金及び現金同等物の状況等から、当該出資の履行に関して十分な資金を有

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

していることを確認し、栗田工業による並行第三者割当増資に係る払込みについて、確実性があるものと判断しております。

④株式会社日本政策投資銀行

当社は、割当予定先である DBJ が 2025 年 6 月 27 日に提出した第 17 期有価証券報告書における連結貸借対照表の現金預け金の状況等から、当該出資の履行に関して十分な資金を有していることを確認し、DBJ による並行第三者割当増資に係る払込みについて、確実性があるものと判断しております。

⑤赤浦徹氏

当社は、赤浦氏から、2025 年 10 月 6 日以降、払込期日までの間に SMBC 日興証券株式会社からの借入れを行うことにより、赤浦氏による並行第三者割当増資に係る払込みの資金を確保する予定である旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提出を受けた極度貸付契約書及び融資証明書により、並行第三者割当増資に係る払込みまでに割当予定先が当該借入れを行うことができることを確認しております。そのため、当社としては、赤浦氏による並行第三者割当増資に係る払込みについて、確実性があるものと判断しております。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2025 年 3 月 31 日現在)		募集後	
袴田 武史	8.52%	高砂熱学工業株式会社	6.35%
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	5.67%	JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合	5.97%
株式会社日本政策投資銀行	3.31%	袴田 武史	5.84%
赤浦 徹	2.50%	栗田工業株式会社	3.98%
IF GROWTH OPPORTUNITY FUND I, L.P. (常任代理人 SMBC 日興証券株式会社)	2.02%	インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	3.89%
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.86%	株式会社日本政策投資銀行	3.26%
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA 証券株式会社)	1.82%	赤浦 徹	1.91%
楽天証券株式会社	1.53%	IF GROWTH OPPORTUNITY FUND I, L.P. (常任代理人 SMBC 日興証券株式会社)	1.39%
IF SPV 1号投資事業組合	1.11%	三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	1.28%
吉田 和哉	0.85%	BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA 証券株式会社)	1.25%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2025 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
 2. 募集前の持株比率は、2025 年 3 月末日現在の発行済株式(自己株式を除く)の総数(105,675,148 株)に対する比率を記載しております。また小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3. 募集後の持株比率は、2025年8月末日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数（105,900,988株）に国内一般募集、海外募集、並行第三者割当増資による増加株式数（45,600,100株）を加味し、並行第三者割当増資における募集株式数の全株に対し割当予定先から申込みが行われ、かつ、海外引受会社の追加的な買取引受け及び本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

並行第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
連結売上高	989,241	2,357,055	4,743,238
連結営業損失（△）	△11,023,904	△5,501,696	△9,795,143
連結経常損失（△）	△11,378,300	△6,097,990	△11,334,495
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△11,398,248	△2,366,265	△11,945,139
1株当たり連結当期純損失（△）（円）	△211.47	△29.05	△124.32
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	△47.28	104.63	65.10

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該普通株式にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該普通株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。